

中禁中穢又不引諸司有穢ニモ仰諸陣令立札、

〔世俗淺深秘抄上〕一物忌日神社へ不參、此事破物忌有行幸并私物詣等雖有其例、又行幸供奉人依物忌不參社頭例有之、於其理不分明、然而所見及註之、如知足院入道忠實憚之歟京極關白原藤原師不憚之也、猶憚條無其謂歟、

〔江談抄二雜事〕行成大納言雖爲堅固物忌、依召參內事、

又云、行成大納言爲藏人頭之時、依堅固物忌籠居里亭之間、自禁中稱大切事有召令參上時、於殿上俄心神失度、乍恐參清涼殿、主上先識其氣色、揚音タソアレハト被仰、卽應御音稱朝成、留御簾限、行成入御前免此難云々、是則行成祖父小一條大將_{濟時}與朝成大納言依爲敵人、欲陵云々、

〔枕草子七〕ゑんゆうゐんの御はての年、みな人御服ぬぎなどして、あはれる事をおほやけよりはじめて、院の人も花の衣になどいひけむ世の御事など思ひ出るに、雨いたうふる日、藤三位のつぼねに、みのむしのやうなるわらはの、おほきなる木のゑろきに、たて文をつけて、これ奉らんといひければ、いづこよりぞけふあす御物。いみなれば、御ゑとみもまいらぬぞとて、ゑもはたてたるゑとみのかみよりとりいれて、さなんとはきかせたてまつらず、物いみなれば、え見すとて、かみについさしてをきたるを、つとめて、手あらひて、其巻數とこひて、ふしおがみてあけたれば、くるみいろといふゑきしのあつごえたるを、あやしと見てあけもてゆけば、老ほうしのいみじげなる手にて、

これをだにかたみとおもふに都には葉がへやゑつるゑのゑばの袖とかきたり、

〔小右記〕寛仁三年六月七日壬辰、今明物忌、又今日厄日、修諷誦清水寺、又令打金鼓、只閉西門、

月三十日壬子、今明物忌、依歲暮日不能閉門、